

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 公 告

ページ

- 簡易公募型プロポーザル方式に係る手続の開始【保健福祉局健康医療部健康推進課】 2
- 北九州市森林整備計画の案の縦覧【産業経済局農林水産部農林課】 5

## 北九州市公告第48号

次のとおり応募者に資格条件を付与した簡易公募型プロポーザル方式に係る  
手続を開始する。

令和4年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

### 1 業務概要

- (1) 業務名 北九州市健康づくりインセンティブ・応援店事業管理運営  
業務
- (2) 業務内容 健康づくりインセンティブ事業の管理運営、応募促進及  
びインセンティブ提供企業の開拓等
- (3) 履行期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 2 参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿に記載されていること。
- (2) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。
  - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（役員及び従業員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
  - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不当な利益を得る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者
  - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を

供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の活動又は運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に不適切な関係を有していると認められる者

カ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者

(5) 法人税及び事業所所在地における地方税（法人住民税、事業税等）が未納でないこと。

(6) 個人情報や企業情報等の情報セキュリティについて公的な認定機関により認定された管理システムを有し、又は取得見込みであり、社内ルールや法令順守（コンプライアンス）の仕組みが整備されていること。

### 3 受託候補者を選定するための評価基準

(1) 事業の周知、事業への参加促進に関する事項

(2) インセンティブの提供に関する事項

(3) 協賛企業・応援店の募集・管理に関する事項

(4) 高齢者等へのアプリ登録支援に関する事項

(5) 相談・苦情対応、応募受付に関する事項

(6) 業務工程計画、要員計画に関する事項

(7) 従業員等の業務経験・能力等に関する事項

(8) セキュリティ対策に関する事項

(9) 見積内容

### 4 契約の交渉等

前項の評価基準により選定した受託候補者と第1項の業務の契約の締結の交渉を行う。

### 5 応募手続等

(1) 担当部局

北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課

北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2018

(2) 説明書の交付場所、交付期間及び交付方法

ア 交付場所 前号に同じ。

なお、説明書は、北九州市保健福祉局健康医療部健康推進課のホームページにも掲載する。

イ 交付期間 この公告の日から令和4年2月25日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定す

る休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで  
ウ 交付方法 無償にて交付する。

なお、説明書の郵送又はFAXによる入手申込みは認めない。

(3) 応募書類の提出場所、提出期限及び提出方法

ア 提出場所 第1号に同じ。

イ 提出期限 令和4年3月14日午後5時まで

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)

## 6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 前項第1号に同じ。

(4) 詳細は、説明書による。

## 北九州市公告第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5第1項の規定に基づき北九州市森林整備計画を立てるので、同条第7項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、北九州市森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、北九州市森林整備計画の案に意見のある者は、縦覧期間が満了する日までに、北九州市長に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和4年1月28日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 北九州市森林整備計画の案の縦覧場所  
北九州市小倉北区域内1番1号  
北九州市産業経済局農林水産部農林課

- 2 縦覧期間

令和4年1月28日から同年2月28日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

- 3 文書の提出要領

北九州市森林整備計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和4年2月28日までに上記縦覧場所に到着するように提出すること。